

令和6年度 第2回

# 鳩山町教育委員会会議録

令和6年6月26日 開会

令和6年6月26日 閉会

鳩山町教育委員会

## 令和6年度第2回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和6年6月26日(水) 鳩山町役場 委員会室

### 2 開閉日時及び宣告者

開 会：令和6年6月26日(水) 午後1時30分 教育長 宮崎宣男  
閉 会：令和6年6月26日(水) 午後2時58分 教育長 宮崎宣男

### 3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	山口 尚人	欠席
3 番	伊藤 絵里子	出席
4 番	村岡 満子	出席

### 4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事	根岸 義典
教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当副主幹	石川 陽子

### 5 書 記 教育委員会事務局長

島野 紀美夫

# 令和6年度第2回鳩山町教育委員会議事日程

令和6年6月26日（水）  
鳩山町役場2階委員会室

## 開 会

### 日程第1 前回会議録の承認

### 日程第2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

### 日程第3 議 事

議案第1号 令和6年度準要保護児童生徒の認定について

報告第1号 受任事務の執行状況の報告(鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令)について

### 日程第4 そ の 他

- (1) 協議事項  
委員の推薦について  
鳩山町総合振興計画審議会委員
- (2) 教育委員報告事項
- (3) その他
- (4) 次回教育委員会の開催日程について  
令和6年7月25日（木）又は29日（月）又は31日（水）  
午後1時30分～ 委員会室  
議事予定：令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価について  
令和7年度使用中学校教科用図書採択について

## 閉 会

## ◎ 開会の宣告（午後 1 時 30 分）

### ○宮崎宜男教育長

- ・ただいまから、令和 6 年度第 2 回鳩山町教育委員会を開会する。
- ・進行は職務代理人にお願いします。

---

## ◎ 日程第 1 前回会議録の承認

### ○小峰職務代理人

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

### ○島野事務局長

- ・令和 6 年 4 月 23 日に開催した令和 6 年度第 1 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様へ郵送させていただきます。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、お知らせいただきたい。

### ○小峰職務代理人

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。

#### 【質疑等】

### ○伊藤委員

- ・P6 の私の発言の前半を「中学校から、部活はその他の内申項目になるという案内だったが」に改められたい。

### ○小峰職務代理人

- ・P9 の私の発言の「令和 6 年 4 月 26 日」を「令和 6 年 6 月 26 日」に改められたい。

※上記 2 点を修正し、全委員署名

---

## ◎ 日程第 2 教育長の報告

### (1) 一般教育行政報告

### ○小峰職務代理人

- ・日程第 2、教育長の報告について、宮崎教育長及び島野事務局長から、(1) 一般教育行政報告をお願いしたい。

### ○宮崎教育長

- ・5 点報告する。資料 0 教育長一般行政報告についてをご覧ください。

- ・1点目については、令和5年第2回鳩山町定例議会についてで、6月議会が4日から12日まで開催された。町長からの行政報告があり、一般質問では5名の議員から教育に関わる質問があった。町長の行政報告及び一般質問の内容については、後ほど島野事務局長が報告する。地方自治法第122条に基き議会へ報告した3月から5月の教育委員会の事務については後ほど資料8をご覧ください。
- ・2点目については 学校管理職（校長・教頭）の自己評価シートについてで、詳しくは後ほど資料1をご覧くださいですが、6月に「人事評価当初面談」を通して、明らかになった各校の課題解決のための具体策を検討した。
- ・3点目については、高温が予想される中での今後の教育活動についてで、後ほど資料2をご覧くださいですが、文部科学省からの通知をもとに、埼玉県教育委員会教育長から高温対策の通知があった。特に鳩山町はしばしば高温が報道される地域でもあり、子どもたちの健康管理には十分留意するよう学校を指導した。
- ・4点目については、令和7年度使用の中学校教科用図書の選定についてで、来年度、令和7年度から中学校で使用する全教科の教科書の採択が本年度実施される。本町の中学校で使用する教科書の採択権限は、鳩山町教育委員会にあるが、本町は、共同採択地区である埼玉県第14採択地区に属しているので、教育長及び教育長職務代理社が出席している採択地区協議会で同一の教科書を選定し、鳩山町教育委員会で採択するという流れになっている。教育委員の皆様には、5月24日付の文書にて、教科書採択に伴う研究依頼をさせていただいた。研究結果報告用紙については、7月8日までに教育委員会事務局へご提出頂きたい。委員の皆様のご意見は、7月22日に開催される、第2回教科用図書採択協議会に報告し、教科書の選定資料とさせていただく。次回の7月末の教育委員会では、第2回教科用図書採択協議会で選定した教科書を議案としてご協議いただく。
- ・5点目については 夏期休業中における教職員等研修会で、資料3をご覧くださいですが、7月23日(火)西部地区小学校教育課程研究協議会、24日(水)西部地区中学校教育課程研究協議会、26日(金)西部地区人権教育実践報告会、8月2日(金)比企地区人権教育研究集会、8日(木)初任者研修施設体験研修会、20日(火)玉川班管理職人権教育研修会、21日(水)鳩山町人権問題研修会が予定されている。
- ・私からの報告は以上である。

#### ○小峰職務代理者

- ・教育長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。
- ・高温が予想されるため始まる熱中症特別警戒情報については、年数回程度の発出を想定した高い基準が設定されているようだが、年々暑くなっているため、今年度以降、状況に応じて発出基準は変わっていくのだろうか。

#### ○宮崎教育長

- ・国の環境省が発出回数を年に数回程度と想定しているが、回数で想定しているのではなく、体温調整メカニズムを超える温度を計算式で判定した場合に発出するので、0回かもしれないしもっと多くなるかもしれない。

#### ○小峰職務代理者

- ・最近のニュースでは気温だけでなく湿度も高いために具合が悪くなって搬送される状況もある。

重要なのは、子どもの健康が大切で、熱中症特別警戒情報が発出されたらすぐに教育活動を中断してほしいという趣旨だと思う。防災無線による注意喚起はしてもらっているが、長い夏休み前に、更なる事前の指導をしていただき気を配っていただきたい。熱中症特別警戒情報の発出が必要にならざるを得ない状況で、非行問題だけでなく、このような指導も必要と考えさせられた。

### ○村岡委員

- ・小中学校のエアコンの使い方の現状と持参している水筒の中身を教えていただきたい。

### ○宮崎教育長

- ・エアコンは必要に応じて適宜使用している。飲み物は学校判断で、実質的には家庭の意向である。

### ○小峰職務代理者

- ・中身は自由で、基本的にのどが乾かない飲料だが、保護者の意識も高くなっておりトラブルを耳にしたことはない。
- ・他に無ければ事務局長からの報告をお願いしたい。

### ○島野事務局長

- ・私からは、「令和6年第2回 鳩山町議会 定例会について」報告する。
- ・はじめに、【資料4】をご覧ください。
- ・令和6年第2回定例会につきましては、「日程表」のとおり、6月4日から6月12日までの、9日間の会期で開催された。
- ・次に、【資料5】をご覧ください。
- ・定例会「提出案件」につきましては、当初議案11件で、いずれも原案のとおり、承認可決されている。
- ・このうち、「教育委員会に関する議案」については、議案第33号の「令和6年度鳩山町一般会計補正予算（第2号）の議定について」の1件である。
- ・【資料6】をご覧ください。
- ・議案第33号の「令和6年度鳩山町一般会計補正予算（第2号）」については、「4月1日付け人事異動等に伴う人件費の補正」が主なものとなっている。
- ・教育費に関する「その他の特徴的な補正」としては、資料の3ページをご覧ください。
- ・(項)4 幼稚園費 (目)1 幼稚園管理費において、鳩山幼稚園の職員室及び応接室の空調設備が経年劣化等により故障していることから、職員等の良好な職場環境を確保するため、改修に必要な経費として、(節)14 工事請負費：260万円を追加補正している。
- ・次に、資料の4ページをご覧ください。
- ・(項)5 生涯教育費 (目)3 図書館費において、図書館屋根部分の老朽化等により、部分的に雨漏りの影響を受けている軒天(のきてん)の一部が落下し、危険な状況となっており、当該部分について、緊急的に必要となる修繕費用として、(節)10 需用費：20万円を増額補正している。
- ・次に、同じく、(目)3 図書館費において、町立図書館で管理している「プロジェクター」が経年劣化により故障し、「シネマホール(月1回開催の図書館の映画会)」や「視覚障がい者の方でも映画を楽しめる音声ガイド付きの映画上映会」など、図書館主催事業の実施に支障が生じていることから、プロジェクターの購入に必要な費用として、(節)17 備品購入費：16万9千円を追加補正している。

- ・次に、資料の5ページをご覧ください。(項)7(目)1 学校給食費において、春休み期間に実施した「機器点検」の指摘事項により、修理が必要となった調理設備の修繕に係る経費及び浄化槽排水ポンプの緊急修繕分を合わせた修繕費として、(節)10 需用費：16万2千円を増額補正している。
- ・続いて、【資料7】をご覧ください。
- ・一般質問については、10人の議員から「通告」があり、このうち、教育行政に関する質問は、再質問を含めて、5人からあった。
- ・質問の内容としては、1ページの、【質問順序】1番の森利夫議員からの「3. 南比企窯跡群について」、3ページの、【質問順序】5番の中山明美議員からの「3. 小中学校の置き勉強道具(置き勉強)」、4ページの、【質問順序】6番の野田小百合議員からの「2. 学校給食を基軸とした農業の活性化を」と及び「3. 中学校の制服について」、5ページの【質問順序】8番の清水秀幸議員からの「1. 子どものインフルエンザ予防接種の助成について」の一般質問を受け、これに対する答弁をおこなっている。
- ・また、7ページ、【質問順序】10番の石井計次議員の「3. ハラスメントについて」に関連する「(ハラスメントの)学校の状況について」の再質問を受けている。
- ・私からの報告は、以上である。

#### ○小峰職務代理者

- ・事務局長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。
- ・中山議員の一般質問が「置き勉強について」だったが、あまり目にしないタイトルなので説明されたい。

#### ○島野事務局長

- ・令和5年12月に野田議員からも登下校の安全確保に関して同じ質問を受けた。文部科学省から携行品に関する事務連絡が示されており、その例に応じることが重要と回答した。実技の教科書や副教材は学校に置いて良い、その他も過重負担にならないようにと答弁した。

#### ○小峰職務代理者

- ・携行品が今まで以上に多くなっている。1つの教材に1年分が盛り込まれていると厚みがあり、付随してノートが加わると量が多い。一般質問の様子が分かった。

#### (2) その他

(なし)

---

### ◎ 日程第3 議事

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

#### (1) 議案第1号 令和6年度準要保護児童生徒の認定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：石川副主幹

### ○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第1号 令和6年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

### ○島野事務局長

- ・それでは、「議案第1号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

(議案第1号を朗読)

- ・議案の内容説明については、総務・学校教育担当の石川副主幹からさせていただきます。

### ○石川副主幹

- ・議案第1号令和6年度準要保護児童生徒の認定についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・令和6年度初めての認定審査で、今回の審査は本年1月から6月25日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・資料の申請者一覧をご覧いただきたい。6月25日までに合計19世帯26名の申請を受け付けた。これは昨年度(32世帯41人)と比較すると13世帯15名の減少である。
- ・就学援助の認定要件は、「生計が同一である同居人すべての収入額(給与所得以外の者については所得額)の合計が生活保護基準の1.3倍以下の者」もしくは「その他教育委員会が認める者」を、準要保護者として認定している。
- ・資料の申請者一覧の世帯状況の資料には、生活保護基準から算出した対象世帯の最低生活費(月額)を生活保護基準額として、その基準額に1.3を掛けた認定基準額および世帯の収入月額を記載している。
- ・まず、それぞれの値の算出方法について説明する。はじめに、生活保護基準額だが、生活保護を認定する際の資料として用いられる、「最低生活費認定調書」を使用し、算出した。
- ・続いて、世帯の月額収入の値については、町の税務会計課に令和5年中収入額を照会し、その結果の合計額を12ヶ月で除した値を世帯の月額収入として算出した。住民票上、世帯が分離していても、同一住所に居住していれば、生計は一であるとして、申請者以外の方(子どもからみて祖父母等)の収入も全て合算している。生活保護基準に1.3を掛けた金額と世帯の月額収入を比較し、月額収入が生活保護基準×1.3の金額に達しない場合は、該当世帯が経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・各世帯の認定基準額と収入月額を比較し、収入額が基準額を超過している世帯に着色している。順に読み上げると、2番、3番、6番、7番、8番、9番、13番、19番、の8世帯である。世帯構成員それぞれの収入額は、申請者一覧の次に添付した、収入照会一覧に記載がある。
- ・それぞれの世帯について、ご質問があれば、個々にお答えする。
- ・また、認定日は、4月までに申請された世帯は4月1日とし、5月中に申請された世帯は5月1日の認定としてよいか、併せて審査をお願いする。
- ・説明は以上となる。

## <質疑応答>

### ○小峰教育長職務代理人

- ・ 質疑のある委員はいるか。
- ・ 申請者数が減っているようだが、理由は。

### ○石川副主幹

- ・ 準要保護認定されなくても給食費の無償化により給食費がかからなくなったため、児童数が微減したためと考えている。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・ 認定基準を超えている人の扱いだが、これまで基準を下回っている場合は認定、上回っている場合はよほどの理由がない限り不認定としてきた経緯がある。基準との収入差がある方は仕方ないとしても、昨年度認定されていて今年度は基準をわずかに超えた方や、生活保護レベルではないかという位収入が少ない人も方もいる。

### ○石川副主幹

- ・ 今年度基準をわずかに超えた方は昨年より年収が40万円以上増えたもの。

### ○伊藤委員

- ・ 昨年不認定で今年申請された方もいらっしゃるか。

### ○石川副主幹

- ・ いらっしゃる。自己申請である。なお、お子さんのアルバイト代が合算された世帯収入で非認定になった場合がある。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・ お子さんが大きいと世帯年収では基準を超えてしまうが、これまでの流れでは差がどうあれ、基準で線引きしてきた経緯がある。逆に、昨年認定で今年申請しない方もいらっしゃるか。

### ○石川副主幹

- ・ いらっしゃる。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・ 年収が毎年異なるので難しい面がある。基準ギリギリの方、昨年は認定された方もいるが、基準がないと難しい。

### ○村岡委員

- ・ 難しい。基準はこれで仕方ないが、基準とわずか数千円の差の年収の方は心情的に大丈夫かと思う。中1と小6の子のいる認定世帯へは就学の時に準備金が出るのか。

### ○石川副主幹

- ・ 新小1や新中1には入学前準備金が出るので利用してもらえればと思う。

**○伊藤委員**

- ・資料の学年が違うのでは。

**○石川副主幹**

- ・資料の一部に学年の誤りがあるため訂正する。

**○村岡委員**

- ・不認定の場合、基準額と収入の差とともにお知らせするのか。

**○石川副主幹**

- ・申請者からの問い合わせがあれば回答している。

**○小峰教育長職務代理者**

- ・申請者本人分だけを知ることができる。

**○村岡委員**

- ・収入をいくら減らせば認定になると考える方がいるかもしれない。

**○石川副主幹**

- ・年齢や家族構成によって基準が異なるので一概に言えない。

**○小峰教育長職務代理者**

- ・基準どおりということではいかがか。

**○村岡委員**

- ・基準どおりで良いと思う。

**○宮崎教育長**

- ・受付日が令和6年1月から5月と年度をまたいでいるので旧学年や新学年の人がいるのではないかと。

**○石川副主幹**

- ・判定は4月1日現在の年齢で、生年月日で行っているため、この資料による学年による影響はない。

**○宮崎教育長**

- ・物価が上がっていると主張する方もいるかもしれないが、基準との収入差がない方へは丁寧に説明することとし、基準どおりに判定するしかないと思う。ただ、制度上不認定となるのは仕方ないが、極端に収入が少ない方の情報は長寿福祉課などと共有する必要があると考える。

**○小峰教育長職務代理者**

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。基準どおりの判定でよろしいか。
  - ・それでは、認定基準どおり判断することとし、収入月額の欄に色付きの方を基準オーバーで不認定とし、それ以外は認定ということによろしいか。
- (異議なし)
- ・それでは、本議案は、議決とする。
  - ・これで秘密会を解く。

## <会議結果>

- ・議案第1号を案のとおり議決

### (2) 報告第1号 受任事務の執行状況の報告(鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令)について

- ・朗読：島野事務局長/説明：根岸指導主事

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・報告第1号 受任事務の執行状況の報告(鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令)についての報告を受ける。
- ・事務局より、朗読と説明をお願いしたい。

#### ○島野事務局長

- ・それでは、報告第1号の朗読並びに報告の内容説明をする。  
(報告第1号を朗読)
- ・報告事項の内容説明については、根岸指導主事からさせていただく。

#### ○根岸指導主事

- ・令和5年10月31日付教小第443号 高齢者部分休業の運用について(通知)をご覧ください。
- ・職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年埼玉県条例30号)の施行に伴い、「高齢者部分休業の運用について」が定められ、埼玉県教育局市町村支援部小中人事課から、改正後の概要等について情報提供があったため、これに従い鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正したので報告する。
- ・説明は以上となる。

## <質疑応答>

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・高齢の教員が増えたための対応か。

#### ○根岸指導主事

- ・定年延長の関係である。定年年齢が順次65歳まで延びるが、60歳以降、今までどおりフルタイムではなく、一部の時間休業できるという制度である。子どもが2歳になるまでの育児に係る部

分休業では1日に2時間まで休めるが、これを定年までの教員に当てはめる制度になっている。

- ・本人の意向を最優先したいので、服務規程を改定したが、大都市では可能でも、本町のような小規模の自治体ではフルタイム職員が必要とされており、運用面で課題がある。

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・鳩山の決まりは国や県に則って決めている。
- ・ほかに質疑のある委員はいるか。  
(意見なし)
- ・それでは、本件は報告事項ということで、承認とする。

#### <会議結果>

- ・報告第1号を承認

---

#### ◎ 日程第4 その他

##### (1) 協議事項

- ・委員の推薦について

鳩山町総合計画審議会委員（令和6年6月1日～令和8年5月31日）2名

#### ○小峰職務代理者

- ・委員の推薦について事務局から説明されたい。

#### ○島野事務局長

- ・「委員の推薦について」説明させていただく。
- ・今回、教育委員会へ鳩山町総合計画審議会委員2名の推薦依頼があった。
- ・本審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行なうため、設置されるものである。
- ・委員25人以内で、組織されるもので、鳩山町総合計画審議会条例第2条の「組織」規定に基づき、町の教育委員会の教育長又は委員：2名の範囲内において、町長が任命することとなっており、今回、2名の推薦があったものである。
- ・また、任期については、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となる。
- ・以上1件の「委員推薦」について、委員間協議をお願いしたい。
- ・事務局からの説明は、以上である。

(委員間協議の結果、次のとおりとなった)

区分		被推薦委員 (2名)
鳩山町総合計画審議会委員	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日	小峰 洋 伊藤 絵里子

【参考 就任状況】

小峰職務代理者	鳩山町社会福祉協議会理事 令和5年4月1日から令和7年3月31日
	鳩山町人権政策推進協議会 令和5年6月から令和7年5月まで
	鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会 令和6年7月1日から令和9年6月30日
	いじめ問題対策連絡協議会委員 令和5年12月1日から令和7年11月30日
	鳩山町総合計画審議会委員 令和6年6月1日から令和8年5月31日
山口委員	
伊藤委員	障がい者福祉計画策定・推進委員会 令和6年7月1日から令和9年6月30日
	子ども・子育て会議【今後推薦依頼?】 令和6年3月31日まで
	鳩山町総合計画審議会委員 令和6年6月1日から令和8年5月31日
村岡委員	水道事業審議会 令和6年10月31日まで
	鳩山高校学校運営協議会委員 令和7年3月31日まで
	民生委員推薦会 令和7年6月30日まで
	鳩山町公有財産利活用及び公の施設管理運営町民検討委員会 令和7年9月30日まで

○島野事務局長

・今後、依頼が見込まれる外部委員等の推薦については、各委員と個別に協議することによろしいか。

(委員了承)

※その他協議事項なし

## (2) 教育委員報告事項

### ○小峰職務代理者

- ・報告のある委員はいるか。

### ○村岡委員

・鳩山高校学校運営協議会に6月20日に委員として出席した。着任した新校長、教頭より、「生徒の思い出になるようこの2年間を無駄にしたくないので、地域の皆様の知恵をお借りしたい。個別の支援を必要とする生徒が増えており鳩山高校のレベルをアップしたい。生徒数が減り行事が盛り上がらないので地域と一緒にできることがあれば是非お願いしたい」などの話があった。次回の協議会は9・10月にある。

---

## (3) その他

### ○小峰職務代理者

- ・事務局から何かあるか。

### ○松ノ元局長補佐

- ・お手元に配布した「令和6年度埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会について（依頼）」をご覧いただきたいが、7月16日に県主催の研修がある。出席される場合は、7月2日（火）までが申込期限となっているので、その前にお返事いただきたい。

※小峰職務代理者より、急遽用事が入らない限り、分科会の第一希望は第2分科会、第2希望は第1分科会として出席希望があった。

---

## (4) 次回教育委員会の開催日程について

### ○小峰職務代理者

- ・それでは、続いて、「(4) 次回教育委員会の開催日程について」であるが
- ・次回会議の日程について事務局の説明を求める。

### ○松ノ元局長補佐

- ・次回会議の議事内容は、令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価について、及び、令和7年度使用中学校教科用図書採択についてである。
- ・令和6年7月25日（木）又は29日（月）又は31日（水）の午後1時30分から開催したいが、ご都合はいかがか。

（委員間協議）

**○小峰職務代理者**

- ・それでは次回会議は令和6年7月31日（水）午後2時00分から、役場2階委員会室で開催する。
- ・全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。

---

**◎閉会の宣言（午後2時58分）**

**○宮崎教育長**

- ・以上をもって、令和6年度第2回鳩山町教育委員会を閉会する。